

## 令和3年度 第1回松島部会 会議録

日 時	令和3年4月21日（水）午後2時00分から午後4時00分まで
場 所	宮城県行政庁舎9階 第一会議室
出席委員	小林部会長，七海委員，温井委員，平吹委員，松本委員
出席職員	天野文化財課長ほか

### 1 開会

（司会：文化財課 佐藤副参事兼総括課長補佐）

ただいまから、令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会松島部会を開催いたします。開会に当たりまして、吉野技術副参事兼総括技術補佐から御挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶

（吉野技術副参事兼総括技術補佐）

4月から前任の豊村に変わりました。特別名勝松島関係の担当になりました吉野でございます。

本日は課長が急用のため挨拶を代読させていただきます。

令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会松島部会の開催に当たりまして一言、御挨拶を申し上げます。本日は御多忙の中、御出席頂き誠にありがとうございます。今年度最初の会議となりますがよろしく願いいたします。

まず、委員の皆様におかれましては、松島部会の委員の就任について御承諾いただき感謝申し上げます。委員の任期は2年間となりますが、これまで同様、特別名勝松島の現状変更について御意見等をいただきたいと思います。委嘱状につきましては感染防止の観点から机上配布とさせていただきます。オンライン参加の委員の先生には郵送させていただきますのでよろしく願いいたします。なお、今年度の文化財課の体制についてですが、主に協議案件の説明を担当しておりました技術総括が豊村から吉野に変更になりましたのでお知らせいたします。

次に今年度の部会の開催ですが、例年通り偶数月の開催を予定しております。昨年度に引き続きコロナ禍での開催となりますが、オンラインを活用しながら可能な限り対面での会議をめざしていきたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

さて本日は、昨年度から御意見をいただいております松島町の現状変更1件について御意見をいただきたいと思います。その後事務局より現状変更の許可状況等を御報告させていただきます。

結びに、委員の皆様には今年度も特別名勝松島の保存と活用につきまして御指導賜りま

すよう重ねてお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

※司会より、出席者数が報告されるとともに、文化財保護審議会条例の規定により本会議が有効に成立している旨、報告。

※委員の互選により、部会長には小林委員、副部会長には平吹委員が選出された。

### 3 議事

※以降、文化財保護審議会条例の規定により、部会長が議長となり議事が進行された。

※非公開の可否について、(1) 協議事項「特別名勝松島の現状変更について」を非公開とする旨、委員より了承された。

※傍聴者なし

#### (1) 協議 特別名勝松島の現状変更について【非公開】

#### (2) 報告 特別名勝松島の現状変更許可状況について

(小林部会長)

それでは報告事項に入りたいと思います。「特別名勝松島の現状変更許可状況について」事務局から説明をお願いします。

(千葉)

現状変更許可状況について御説明いたします。今回は2件ございます。まず1件目でございますけれども、令和2年度の現状変更許可状況についてになります。まず、申請許可件数でございますけれども、文化庁許可が60件、宮城県許可が270件。この内訳でございますが、部会審議が1件、部会長決定が80件、事務局決裁が189件となっております。それから東松島市で許可した案件が97件、塩竈市が13件で合計総数が440件となっておりますので令和元年度の439件から1件の増で昨年度とほぼ同数となっております。2番目の事業別内訳でございますが、一番多くなっておりまして昨年度と同様、「電柱、看板等」となっておりますけれども、その中で特に昨年度と違っているところは、松島町、七ヶ浜町で「店舗、事務所」というのが、昨年度はそれぞれ3件ずつだったのですが、令和2年度は12件、14件とそれぞれ増えております。それから利府町、塩竈市は合計件数が昨年の4割程度ということに減っております。復興事業が落ち着いてきているという印象でございます。3番の地区区分別内訳でございますけれども、これにつきましては特に大きな変化は見られませんでした。例年通りというふうになっております。

2件目になりますが、「特別名勝松島現状変更等処理一覧」という表を御覧下さい。これは前回の部会から4月16日までの許可状況を集計したものでございます。取扱件数が全体で99件で内訳は、副申20件、部会0件、部会長決定22件、事務局決裁57件ということでございます。内容につきましては一覧表に記載のとおりとなっておりますので御確

認いただければと思います。以上でございます。

(小林部会長)

ありがとうございます。それではみなさんの方から御意見御質問等ございますでしょうか。県の仕分けの規定によりますと、小規模な改変は部会長決定になりますので、この審議会にはかからないのですけれども、部会長決定をやっている立場からすると、結構、住宅の色彩とか形態とか、いろいろ悩ましい例が、住宅だけではなく幹線道路沿道の商業施設とかです、出てきます。判断に苦慮すると言いますか、住民に受け入れられる範囲を考えながら、景観誘導していかなければならず、これは景観法とも関わってくるのでしょうかけれども、もう少ししっかりとした基準がないと市街地部分での落ち着いた景観というものが守れないだろうと考えていますが、その部分、逆にどの程度落ち着いていれば風致景観として全体の中でうまく馴染んでいると言えるのかどうかあたりは、日頃、見ていただいて、現状でいかどうか御意見を賜ればと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは報告事項は以上といたします。

### (3) その他

(関口班長)

今回改めてウェブ会議というシステムで部会をさせていただきました。ちょうど1年前、現状変更を書面諮問、副部会長決定というイレギュラーなかたちでさせていただきましたが、その後、いろいろ先生方とも協議しまして、基本的に書面決定はなるべくしないで、できる限りの対面協議を行うという方針を立てさせていただいたところでございます。ウェブ会議システムも徐々に整いつつある中でございますので、今回のようなかたち、コロナウィルス感染症拡大の影響を受けて、なかなか動きはとれにくい状況であるならば、こういった会議も適宜やらせていただければなというふうに思っております。今回、在仙の先生方にはご来場いただいたところでございますけれども、もちろん所属なりご自身のお考えに基づいて、全員がウェブというのなかなかやりづらいとは思っておりますけれども、それぞれの御判断の中でやらせていただければと思っております。今後とも引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

## 4 閉会

(佐藤副参事兼総括課長補佐)

部会長はじめ委員の先生方、大変ありがとうございました。以上をもちまして令和3年度第1回宮城県文化財保護審議会松島部会を終了いたします。本日はありがとうございました。